

## 短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護 料金表

法定代理受領の場合は、下記金額の1割、2割又は3割。

(ただし、利用者負担の減免、公費負担がある場合などは、その負担額による)

### 1. 利用料金

介護保険給付対象サービスの利用料			単位数	利用料 (円)			
				10割	1割負担	2割負担	3割負担
短期入所 生活介護費	要介護1	1日につき	704	7,814	782	1,563	2,345
	要介護2	1日につき	772	8,569	857	1,714	2,571
	要介護3	1日につき	847	9,401	941	1,881	2,821
	要介護4	1日につき	918	10,189	1,019	2,038	3,057
	要介護5	1日につき	987	10,955	1,096	2,191	3,287
介護予防短期入所 生活介護費	要支援1	1日につき	529	5,871	588	1,175	1,762
	要支援2	1日につき	656	7,281	729	1,457	2,185

利用料：円

介護保険給付対象外サービスの利用料			第1段階	第2段階	第3段階 ①	第3段階 ②		
食費	1日あたり 内訳	朝食330円 昼食920円 夕食650円	1,900	300	600	1,000	1,300	
居住費	ユニット型個室		2,600	880	880	1,370	1,370	
キャンセル料	サービスのキャンセル：1900円、送迎キャンセル：440円 ※利用者都合で利用前日の午後5時以降中止した場合 食事キャンセル：食事相当額（利用予定分）※利用者都合で当日食事を中止した場合							
通常の実施地域 を超える交通費	なし							
その他 日常生活費	テレビ 個別使用量		：1日50円	居室にて施設のテレビをご希望の方に、左記料金のご負担で提供させていただきます。				
	レクリエーション 活動材料費		：実費	参加をご希望の場合、実費相当額を活動費としてお支払いいただきます。				
	嗜好飲料代		：1日30円	嗜好飲料をご希望の方に、左記料金のご負担で提供させていただきます。				
	日用品費	Aセット 1日		50円	ウェットティッシュ・ペーパータオル・ティッシュペーパー・保湿クリーム・ハンドソープ・入れ歯洗浄剤・入歯用歯ブラシ			
		Bセット 1日		40円	ウェットティッシュ・ペーパータオル・ティッシュペーパー・保湿クリーム・ハンドソープ・歯ブラシ			
理美容代：実費、行事食：実費、吸引ブラシ：実費								

## 2. 追加となる利用料金

介護保険給付対象サービスの利用料		単位数	利用料（円）			
			10割	1割負担	2割負担	3割負担
送迎加算	片道につき	184	2,042	205	409	613
緊急短期入所受入加算	1日につき	90	999	100	200	300
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	1日につき	18	196	2	4	6
看護体制加算（Ⅰ）	1日につき	4	44	5	9	14
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき	3	33	4	7	10
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき	4	44	5	9	14
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき	22	239	24	48	72
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき	18	196	20	40	59
生産性向上体制推進加算（Ⅰ）	1月につき	100	1,090	109	218	327
生産性向上体制推進加算（Ⅱ）	1月につき	10	109	11	22	33
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の1,000分の83単位			左記の1割	左記の2割	左記の3割
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	所定単位数の1,000分の27単位			左記の1割	左記の2割	左記の3割
ベースアップ等支援加算	所定単位数の1,000分の16単位			左記の1割	左記の2割	左記の3割

## 主な加算について

送迎加算	利用者の心身の状態、家族等の事情等からみて送迎を行うことが必要と認められる利用者に対して、その居宅と事業所との間の送迎を行う場合にお支払いいただくものです。
緊急短期入所受入加算	居宅サービス計画において計画的に行うこととなっていない指定短期入所生活介護を緊急に行った場合にお支払いいただくものです。
夜勤職員配置加算（Ⅱ）	夜勤の介護職員、看護職員数が、最低基準を1人以上上回っている場合にお支払いいただくものです。
看護体制加算（Ⅰ）	常勤看護師を1名以上配置している場合にお支払いいただくものです
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	認知症日常生活自立度ⅢⅣまたはMに該当する者が入所者の2分の1以上の場合で、認知症介護実践リーダー研修修了者を基準以上配置し、かつ職員間で認知症ケアに関する会議等を定期実施している場合にお支払いいただくものです。
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	認知症専門ケア加算（Ⅰ）の要件かつ認知症介護指導者研修修了者1名を配置し、介護・看護職員ごとの研修計画を作成実施している場合にお支払いいただくものです。
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）（Ⅱ）	介護福祉士資格を有する職員を基準以上配置し、かつ一定の勤続年数以上のサービス直接提供職員による体制がある場合にお支払いいただくものです。

生産性向上体制推進加算（Ⅰ）	①（Ⅱ）のデータにより業務改善の取組による成果が確認されていること。②見守り機器等のテクノロジーを複数導入していること。③職員間の適切な役割分担（いわゆる介護助手の活用等）の取組等を行っていること。④1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。上記①～④を実施した場合にお支払いいただくものです。
生産性向上体制推進加算（Ⅱ）	①利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の開催や必要な安全対策を講じた上で、生産性向上ガイドラインに基づいた改善活動を継続的に行っていること。②見守り機器等のテクノロジーを1つ以上導入していること。③1年以内ごとに1回、業務改善の取組による効果を示すデータの提供（オンラインによる提出）を行うこと。上記①～③を実施した場合にお支払いいただくものです。
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	当施設が介護職員の資質向上を計画し、計画に基づき研修等適切に実施している場合にお支払いいただくものです。所定単位数の1,000分の83単位
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	介護人材確保のための取組をより一層進めるため、資質の向上や労働環境・処遇の改善を実施している場合にお支払いいただくものです。所定単位数の1,000分の27単位
ベースアップ等支援加算	「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」を踏まえ、介護職員等の収入を引き上げることが目的にお支払いいただくものです。所定単位数の1,000分の16単位

### 3. 減算について

減算一覧	
身体拘束廃止未実施減算	介護報酬算定分から10/100を減じます。
	緊急的な止むを得ない場合を除き、身体拘束を行った場合に減算するものです。
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の100分の1に相当する単位数を減算
	虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に減算するものです。
業務継続計画未実施減算	所定単位数の100分の3に相当する単位数を減算
	感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定していない場合に減算するものです。